

墨田区のお知らせ2014.9.21

# すみだ

発行：墨田区(子育て支援課) ☎5608-6084 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。

## 子ども・子育て支援新制度特集号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

### 平成27年4月から開始予定です 子ども・子育て支援新制度



平成24年8月に、子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備等に関する法律)が国会で成立し公布されました。この3法に基づき、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が、27年4月から全国で始まる予定です。本特集号ではこの新制度の内容や、開始に向けた区での取組状況等についてお知らせします。



すみだの子どもたちの幸せをめざして

#### 新制度の「3つのポイント」

現在、都市部を中心に、保育所等の待機児童の増加や家庭・地域における子育て力の低下など、子育てを

取り巻く様々な問題が深刻化しています。このような問題の解決に向け、新制度は主に次の3つのポイントを柱として実施されます。

**【問合せ】**子育て支援課子育て計画担当 ☎5608-6084

#### ポイント① 保育の量的拡大・確保

子育て世代のニーズや人口推計等を勘案したうえで、認可保育所や認定こども園等を計画的に整備します。

また、少人数の子どもを預かる小規模保育事業等の地域型保育事業も取り入れ、待機児童の解消をめざします。

#### 地域型保育事業とは？

0歳～2歳の子どもの対象に、就労等のため家庭で保育できない保護者に代わって少人数の子どもを保育する事業で、全部で4種類あります。

事業名	事業内容
家庭的保育事業(保育ママ)	家庭的な雰囲気の中で、きめ細かな保育を実施する事業(定員5人以下)
小規模保育事業	家庭的保育事業に近い雰囲気の中で、きめ細かな保育を実施する事業(定員6人～19人)
事業所内保育事業	事業所内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に受け入れて保育を実施する事業
居宅訪問型保育事業	病気や障害等の理由により保育所等での保育が困難な場合に、保護者の自宅で1対1の保育を実施する事業

#### ポイント② 地域子ども・子育て支援事業の充実

共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を対象とした、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をめざ

し、ニーズに応じた多様な子育て支援事業の充実を図ります。

#### 地域子ども・子育て支援事業とは？

在宅で子育てをしている家庭を含めた、全ての子育て家庭をニーズに応じて支援する事業で、全部で13種類あります。

▶利用者支援事業	▶ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
▶地域子育て支援拠点事業	▶延長保育事業
▶妊婦健康診査	▶病児・病後児保育事業
▶乳児家庭全戸訪問事業	▶放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
▶養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他、要保護児童等の支援に資する事業)	▶実費徴収に係る補給給付を行う事業
▶子育て短期支援事業	▶多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
▶一時預かり事業	

#### ポイント③ 「認定こども園」の普及促進

##### 認定こども園とは？

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、教育・保育と地域における子育て支援を総合的に提供する施設です。

##### 幼稚園

3歳～就学前の子どもを対象に幼児教育を実施



+

##### 保育所

0歳～5歳の保育を必要とする子どもを対象に保育を実施



⇒

##### 認定こども園

- ▶0歳～5歳の子どもの対象に、教育・保育を一体的に実施
- ▶保護者の就労状況にかかわらず利用でき、就労状況が変わった場合でも継続利用が可能

幼児期の教育と保育を一体的に提供する認定こども園を広く普及するため、区内の認可保育所等の認定こども園化を進めていきます。